

土浦市立図書館資料収集および保存に関する方針

1. 趣 旨

この方針は、土浦市立図書館条例施行規則（昭和 60 年土浦市教育委員会第 4 号）第 2 条に規定する事業を円滑に行うため、土浦市立図書館における図書館資料の収集・保存に関して必要な事項を定めるものとする。

2. 基本方針

市民の知る自由を尊重し、図書館奉仕に努めるため、資料収集における基本的な考え方は次のとおりとする。

- （１）生涯学習の拠点として、市民の多様な要望をもとに、社会的な動向に配慮しながら、教養・調査研究・レクリエーション等に資する資料を収集する。
- （２）情報の発信基地として、生活・仕事等における様々な課題の解決や調査研究に役立つよう最新のものに限らず、遡って資料・情報の収集に努める。
- （３）心豊かな人材を育むため、読書活動の推進に図ることができるよう、こどもをはじめ、あらゆる世代の市民の要望を反映した資料の収集に努める。
- （４）地域情報の集積場所として、市民の様々な調査・研究・生活情報等に役立ち、地域活性化を支援することを目的として、郷土・行政資料について網羅的に収集する。
- （５）図書館利用に障害のある市民のため、それぞれの図書館利用の実態に合わせながら、広く資料の収集に努める。

3. 収集資料の選定

収集資料の選定は、この方針の規定に基づき図書館職員の合議によって行う。収集資料の選定に当たっては、各種出版情報などにより、資料構成のバランスや利用者のニーズに配慮する。

4. 資料収集の種類

収集する資料は下記のとおりとし、それぞれの特性を活かし、総合的に収集することにより、市民の多様な要求に資するものとする。

- （１）図書
 - ア 一般図書
 - イ 児童図書
 - ウ 青少年用図書
 - エ 参考図書（事典・辞典・年鑑・白書等）
 - オ 郷土資料・行政資料
- （２）逐次刊行物
 - ア 雑誌

- イ 新聞
- ウ チラシ・パンフレット等
- (3) 外国語資料
- (4) 図書館利用に障害のある方のための資料
- (5) 視聴覚資料
- (6) 新しいメディア資料
- (7) その他

5. 資料収集についての留意点

- (1) 多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点にたつ資料を幅広く収集する。
- (2) 著者の思想的・宗教的・党派的立場にとらわれず多様な資料を収集する。
- (3) 図書館職員等の個人的な関心や好みによっては収集しない。
- (4) 個人及び各種団体からの圧力、干渉に左右されず、この方針によって資料を収集する。
- (5) 寄贈資料の受入にあたっては同様とする。

以上のような方針で収集した図書館資料が、どのような思想や主張をもっているようにも、それは図書館および図書館員が支持していることを意味するものではない。

6. 他館との連携

資料の収集にあたっては、県立図書館、その他の公共図書館、類縁機関との連携、協力を努める。

7. 収集方法

資料の収集方法は、購入を原則とするが、寄贈・配布等の手段も十分に活用する。この場合においても、この方針の基準を適用し、所蔵の有無や資料の状態、今後の利用の予測などを考慮して決定する。

8. 資料種別の選定基準

この方針にしたがって、以下の収集基準により選定する。利用が多く見込まれ、調査・研究等に市民に広く使われる資料については、適切な数を複本で用意する。

(1) 一般書

全分野にわたり、基本的、入門的なものから専門的なものまで、幅広く収集する。日本十進分類法による各分野の選書基準は次のとおりとする。

ア 総記（図書館・書誌学・百科事典等）

- (ア) 百科事典や年鑑などは常に最新の情報の収集に努める。

- (イ) 情報科学・コンピュータに関する資料は最新情報の収集に努める。
- (ウ) 図書館や書誌学に関する資料は、幅広い視点で収集する。
- イ 哲学（哲学・心理学・倫理学・宗教）
 - (ア) 各分野の資料を体系的に収集し、入門書の収集にも留意する。
 - (イ) 宗教関係書は、特定の宗教・宗派に偏らず幅広く収集する。
- ウ 歴史（歴史・伝記・地理）
 - (ア) 歴史は多くの利用者の要望に応え、各国・各時代にわたり幅広く収集する。
 - (イ) 伝記は各分野の代表的な人物を中心に、被伝者について信頼性の高いものを収集する。
 - (ウ) 旅行案内や地図は、最新版を収集する。
- エ 社会科学（政治・法律・経済・統計・社会・教育・風俗習慣・国防）
 - (ア) 様々な主張に配慮し、多様な視点で収集する。
 - (イ) 市民生活に関わりの深い分野は、最新の情報の収集に努める。
 - (ウ) 地域の課題解決に資するため、地方自治や福祉等の分野について、幅広く収集する。
 - (エ) 就業・職業能力開発・日常の仕事等に関係する資料の収集に努める。
- オ 自然科学（数学・理学・医学）
 - (ア) 各分野の資料を、入門書から解説書・専門書と幅広く体系的に収集する。
 - (イ) 医療・健康・栄養学に関するものは、記述の正確さに留意し、最新情報の収集に努める。
- カ 技術（工学・工業・家政学・生活科学）
 - (ア) 各分野の資料をある程度の専門的な要望にも応えられるよう、体系的に収集する。
 - (イ) 環境問題については、多様な視点にたった資料の収集に努める。
 - (ウ) 家政学は実用書を中心に幅広く収集する。
- キ 産業（農林水産業・商業・運輸・通信）
 - (ア) 各種産業の最新の動向について把握できる資料を収集する。
 - (イ) 園芸・ペットの飼育等日常生活に役立つ分野は、記述内容が分かりやすい資料の収集に努める。
- ク 芸術（美術・音楽・演劇・スポーツ・諸芸・娯楽）
 - (ア) 市民の鑑賞・評価、制作・実技に関する資料を幅広く収集する。
 - (イ) 趣味として市民からの関心が高い分野は、入門書と併せて専門書も収集する。
 - (ウ) コミックについては、特に社会的評価の定まった作品を収集する。また、装丁に留意し、図書館の使用に向くものを選択して収集する。
- ケ 言語

- (ア) 各言語に関する入門書・解説書等体系的に収集する。
- (イ) あいさつ・スピーチ・手紙の書き方等は、多数の実用書の収集に努める。
- (ウ) 参考図書用とは別に貸出のできる辞典類の収集に努める。

コ 文学

- (ア) 市民の関心と利用に応えるため、文学及び作家についての評論や研究書を幅広く収集する。
- (イ) 日本文学については、現代作家の作品から古典まで幅広く収集する。
- (ウ) 全集や作品集の収集に努める。
- (エ) 主要な文学賞受賞作品や読み継がれる名著の収集に努める。
- (オ) 外国の文学については、著名な作品を中心に幅広く収集する。

(2) 児童図書

幼児・青少年期に本との出会いと読書の楽しさを体験できるよう、利用者の求めにきめ細やかに対応できる資料を収集する。図書館で推薦する資料や、利用が多く見込まれる資料等は、適切な数を複本で用意する。

ア ノンフィクション（知識の本）

- (ア) 記述内容が正確で、利用者の年齢に対応した分かりやすい資料を収集する。
- (イ) 最新の情報の収集に努める。
- (ウ) 小中学校の学習活動を支援するための資料の収集に努める。

イ フィクション（文学・昔話等）

- (ア) 想像力や空想力を養い、視野を広げられる作品を中心に、幅広く収集する。
- (イ) 社会的評価の定まった作家の作品は、できるだけ収集に努める。
- (ウ) 子どもに支持されている作家の作品の収集に努める。
- (エ) 世界や日本の昔話・伝説の収集に努める。

ウ 絵本

- (ア) 子どもの知的・情緒的経験を広げ、想像力を豊かに養う作品を中心に幅広く収集する。
- (イ) 多くの人に読み続けられている作品は、網羅的に収集する。
- (ウ) 絵本の対象が乳幼児向きのものも選択して収集する。
- (エ) 信頼性のあるブックリストに掲載されている推薦図書等については、その収録作品の収集に努める。
- (オ) 子どもに人気のある作品は収集に努める。

エ 紙芝居

- (ア) 絵と文が調和し、子どもが想像の世界を広げられる資料を収集する。
- (イ) 読み聞かせ活動等に活用される資料を収集する。

（３）青少年用図書

読書習慣の形成と継続に役立ち、広い視野と豊かな感性を育てるよう、資料の収集に努める。

- ア 教養・趣味・レクリエーション・実用にわたり、親しみやすい資料の収集に努める。
- イ 成長段階に応じた様々な課題や興味に応えられるよう、青少年向けの資料に限らず幅広く収集する。

（４）参考図書

市民の調査研究に役立つ資料を体系的に収集し、専門的な資料も必要に応じて選択して収集する。

- ア 各分野にわたり事典・辞典・便覧・図鑑・年表・年鑑・白書・地図・統計・法規・書誌・索引・目録等は市民の求めに応え、幅広く体系的に収集する。
- イ 年鑑や白書は基本的なものを継続して収集する。
- ウ 電子資料等についても収集対象とする。

（５）郷土資料・行政資料

市民の様々な調査・研究・生活情報等に資するため、網羅的に資料を収集する。資料の保存を考慮しながら、市民に広く供することが可能であるもの、供することが必要なものは複本で収集する。

- ア 土浦市に関係する資料は、あらゆる形態について幅広く収集する。
- イ 茨城県・県内市町村に関係する資料は、選択して収集する。
- ウ 土浦市・茨城県に関連のある著者の作品を選択して収集する。
- エ 市民活動や学校教育活動などで作成された資料や、活動の成果をまとめたものも収集する。
- オ 土浦市の小中学校で使用されている教科書を収集する。
- カ 土浦市および市の関連団体が発行する行政資料は、網羅的に収集する。
また、茨城県および県内市町村関連機関の発行物は選択して収集する。
- キ 土浦市に関連性のある「霞ヶ浦」等一定のテーマについては、あらゆる角度からの収集を行う。
- ク 水戸学関係の資料についてはその保存に努め、コレクションを拡大する。

（６）逐次刊行物

最新の情報に加え、過去に遡って多種多様な情報を容易に得られる資料であるため、できる限りの種類を収集し、保存する。新聞・雑誌は国内発行の主要紙（誌）を中心に、茨城県内の発行機関のものや、児童・青少年対象も含めて幅広く収集する。

ア 新聞

- (ア) 主要な全国紙に加え、茨城県内の地方紙のほか、児童・青少年対象としたものを収集する。
- (イ) 業界紙・専門紙・外国語の新聞は選択して収集する。
- (ウ) 縮刷版・マイクロフィルム版・復刻版も選択して収集する。

イ 雑誌

特定のテーマについての雑誌や、積極的に情報源として活用する雑誌については、選択して長期間保存する。

- (ア) 趣味・レクリエーション・日常生活等に役立つ各分野の雑誌について、幅広い視点で収集する。
- (イ) 調査研究・ビジネス等に役立つ専門誌も選択して収集する。
- (ウ) 児童・青少年用雑誌も収集する。
- (エ) 業界誌・外国の雑誌は選択して収集する。

(7) 外国語資料

多文化共生の視点から、土浦市に居住者が多い国の言語を中心に、英語、ポルトガル語、中国語、韓国・朝鮮語等で書かれた教養・レクリエーションに関する各分野の資料を収集する。

ア 市民を対象に各言語で著された教養・レクリエーションに役立つ資料を収集する。

イ 土浦市で生活する外国人を対象に、各言語で著された教養・レクリエーションに役立つ資料や日本語学習のための資料も収集する。

ウ 資料の形態は一般図書に限らず、児童書や雑誌・新聞等広く収集する。

エ 土浦市と特に交流の深い都市に関する資料の収集に努める。

(8) 図書館利用に障害のある方のための資料

一般の資料を利用することが困難な市民に対して、それぞれの状況に応じて、大活字本・拡大図書・録音図書等を収集する。

(9) 視聴覚資料

各分野において評価が定まった代表的な作品を中心に、趣味・レクリエーションに資する資料を収集する。また、活字資料からは得られない日常生活における課題等の解決のため、特性を活かした資料を収集する。

- (ア) 音声資料はCDを中心に収集する。
- (イ) 映像資料はDVDを中心に収集する。

(10) 新しいメディア資料

館内で利用する調査研究用として、電子出版物や電子媒体を選択して収集。

また、最新の情報を迅速に提供するために、各種オンラインデータベースによる情報提供も行う。

(11) その他

必要に応じてその他の資料の収集も行う。

9. リクエスト

この方針に従って、未所蔵資料に対する市民のリクエストは、蔵書構成への住民参加という観点から、要望や意見を生かすように努める。

10. 資料の保存

図書館が収集した資料の保存年限は、別表のとおりとする。

11. 資料の除籍

図書館は、常に市民に対し、魅力のある適正な資料構成を維持し、閲覧に供するため、資料の除籍を行う。

12. 除籍の対象資料及び基準

除籍の対象となる資料及びその基準は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、館長が必要と認めた資料については、除籍の対象資料から除外する。

(1) 破損、汚損

破損、汚損がはなはだしく、補習・修理製本ができないもの。または、補修する価値がないと認められたもの。

(2) 亡失、不明

ア 利用者が亡失または不明とした資料で絶版、再販未定、廃盤などにより同一の現品で賠償が不可能となったもの。

イ 貸出された資料のうち、督促等をしたにもかかわらず、返却期限の日から3年を経過しても回収できなかったもの。

ウ 蔵書点検の結果、3年以上調査しても所在が不明なもの。

エ 災害、その他の事故により不明となったもの。

(3) 不用

ア 数値、内容の変化により資料的価値がなくなったもの

イ 新版、改訂版または類似資料の入手により、代替可能となったもの

ウ 利用要求が少なく、複本を保存するまでもないと認められるもの

エ 部分の改訂等により新版を購入したことで不用となったもの

オ 今後の利用される見込みがないと認められるもの

(4) 経過年

- 10の別表に適合するもので、かつ、利用のないもの
- (5) 新聞、雑誌など個々に定める保存年限を経過したもの
 - (6) その他
 - ア 分冊または合本により数量を変更したもの
 - イ 他の機関へ管理替えとなったもの
 - ウ その他、館長が特に認めたもの

13. 除籍資料の選定

除籍資料の選定は、この方針の規定に基づき行う。

14. 不用資料の取扱い

図書館は、除籍を決定した不用資料を次の各号に掲げるとおり取り扱うものとする。

- (1) 公的関係機関、学校、団体及び個人にリサイクル図書として提供し、有効活用を図る。
- (2) 前項で活用できなかった資料については、廃棄する。

この方針は平成23年4月1日から施行する。

別表

種 別		分 類	中 分 類	保存年限（年）
図 書	一般図書	総記		10
		哲学		10
		歴史		10
			ガイドブック	5
		社会科学		10
			法律・経済・財政等	5
		自然科学		10
		技術		10
		産業		10
		芸術		10
		言語		10
		文学		10
	児童図書			10
	青少年用図書			10
	参考図書			
	郷土資料・ 行政資料			永年
逐次刊行物			選択したもの	5
外国語資料				永年
外国語資料				10
図書館に障害がある人の ための資料				10